

投稿論稿選出理由

食ベログ事件東京地裁判決から見るアルゴリズム変更と独禁法

浅沼泰成

本論稿は、飲食店ポータルサイト「食ベログ」において行われたアルゴリズム変更が独占禁止法に違反すると判示した裁判例（東京地判令和4年6月16日令和2年（ワ）第12735号）を評釈するものである。本論稿は、特に優越的地位の濫用について「あらかじめ計算できない不利益」とアルゴリズム変更の事前通知との関係を検討しつつ、アルゴリズム変更に対する効果的な差止めのあり方や裁判所による求意見制度の活用について論じている。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・主張が頗る明確であり、その結論に至る論理も明快に、かつ筋道立てて記述されている。
- ・プラットフォームにおけるアルゴリズム変更とこれに対する日本の裁判例という、いずれも極めて新規性の高い題材を選択し、独自の考察と主張を加えている。
- ・優越的地位の濫用についての検討では、実際の事実を具体的かつ詳細に示したり想定したりしながらこれらの事実には緻密な評価を加え、「あらかじめ計算できない不利益」の認定についての自説を導いている。
- ・差止めについての検討では、他国で実施されている制度の検討を通じて、実効性と実現可能性を共に追求した救済手段の提案がされている。

他方で、本論稿に対しては、第一審判決とは逆に独占禁止法違反を否定した控訴審判決に対する言及がなかった点が指摘された。しかしながら、一般に控訴審判決の存在は第一審判決についての検討の意義を損なうものではなく、本件においても同様であること、また執筆者は本論稿の執筆後に控訴審判決を確認できるに至ったことなどに照らし、この点は本論稿の掲載の意義を減じるものではないと判断した。

また、求意見制度の活用についての検討において、本論稿が公正取引委員会に対してやや無批判に過ぎ、裁判所の客観性への干渉が懸念されるとの問題に無自覚ではないかとの指摘がされた。しかしながら、この点はそれ自体で本論稿の新規性や論理性を損なうものであるとはいえず、それゆえ仮にこの指摘が妥当するとしても、それは掲載された後に論評の対象とされるべきものであると判断した。

以上より、本論稿は、論理的精確性及び新規性の観点から相当の水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者により一定の補正・追記がなされ、控訴審判決についても言及された。

ヘイトスピーチの「害悪」 ——「受け手」の視点から——

澤田公平

本論稿は、大阪市ヘイトスピーチ条例事件判決（以下「本判決」という。）の分析を目的とし、その手掛かりとして、表現の「受け手」の視点に着目する。表現の「受け手」から、ヘイトスピーチ条例の解釈と「害悪」の発生プロセスの解明を試み、そこから本判決の解釈と表現の「受け手」の議論を再考する。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・従前の議論に蓄積がない、蟻川恒正氏の「表現の『受け手』」論を改めて整理した上で、本判決に対して、その視点の適用を試みている点に一つの新規性がある。
- ・それにとどまらず、本判決が個人を想定した「受け手」論では説明ができないことを端緒として、社会全体が「受け手」となることを説得的に考察している。また、本件条例のように、「受け手」のための表現規制においては、表現の伝達による「害悪」の特定（＝保護法益の検証）が有意義であることを示している。このように、「受け手」論に新たな視座を提供している点で、より「受け手」論自体を進展させるものということができ、小さくない意義を有している。
- ・そして、本稿の議論は、ヘイトスピーチ問題という狭い文脈に限られず、従来では低価値表現と分類されてきたような表現（フェイクニュースなど）の問題に広く敷衍できる余地を有する。それらの表現の「受け手」に生じる「害悪」を考察することによって、表現規制の合憲性に新たな議論を招来し得る点にも意義が認められる。

他方で、本論稿に対しては、論理展開が少なからず省略され不親切な説明が見受けられる点、予想される反論への言及が欠ける点、執筆者が示唆するように本稿にはさらなる検討の余地がある点につき指摘が挙げられた。

これらの点については、以下の理由で、いずれも論稿の価値を大きく低減させるものではないと評価された。第一点については、論理矛盾があるわけではなく、第二点については、掲載によって反論に晒されるべきとの理念から、いずれも特に重視はされるものではない。第三点については、論稿において執筆者が新規性のある課題を設定し、それに対して高い説得力を持って一定の意義を有する結論を打ち出している以上、学術論文として掲載に足る成果と評価できる。

以上より、本論稿は、論理的精確性及び新規性の観点から相当の水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者により一定の補正・追記がなされた。

医療 AI と医師法 17 条

——いかなる AI の利用に医師免許を要求するか——

平山貴仁

本論稿は、医療 AI と医師法 17 条というテーマのもと、医師法 17 条の医業独占に関する一般解釈論を検討し、医行為該当性は、「新・危険関連構成」という新しい解釈基準によって判断されるべきことを主張するとともに、その基準によれば、いかなる判断支援型 AI の利用行為について医行為に該当すると考えるべきなのか、具体的に論じるものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・医業独占規定における医行為の解釈にあたって、「医療関連性」をどのように判断するのかという医事法学において通説が存在しない問いについて、重要判例であるタトゥー事件や従来の学説の問題点を十分に検討した上で、筆者独自の解釈論を展開しており、議論の合理性および内容の新規性が認められるとともに、解釈論としての完成度も高い。
- ・さらに、判断支援型 AI の利用行為の医行為該当性については、多数の医学文献を調査し、各行為の性質や医療上の位置づけ等を丁寧に踏まえた上で、的確な検討がなされており、実務上の高い参照価値が認められる。

他方で、本論稿に対しては、次のような指摘もあった。第一に、「新・危険関連構成」は、先行学説について筆者自身が指摘した問題点を克服できているのか疑問が残る。第二に、全体として、緻密な論証を心がけるあまり冗長な記述となっている。

これらの点については、以下の理由で、いずれも論稿の価値を大きく低減させるものではないと評価された。前者については、先行学説について詳細な批判的検討がなされ、筆者の解釈論の意図するところが明確となっているから、十分な学術的な価値が認められる。後者については、医事法学上の論点について読者に理解してもらうため、一定程度丁寧な説明をすることには合理性が認められる。

以上より、本論稿は、論理的精確性及び新規性の観点から相当の水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者により一定の補正・追記がなされた。